

令和7年度第2回南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会 議事録

日 時：令和8年3月17日 10：30～11：30

場 所：南丹市役所2号庁舎301会議室

事務局：南丹市農林商工部農山村振興課

<出席者>

西村義一協議会長（(一社)南丹市猟友会代表理事）、小中昭協議会副会長（美山漁業協同組合代表理事組合長）、浅田均委員（南丹市農業委員会会長）、服部貴博委員（京都農業協同組合営農部部长）、木村裕委員（園部町森林組合代表理事組合長）、松崎忠嗣委員（八木町森林組合代表理事組合長）、前田好久委員（美山町森林組合代表理事組合長）、筒井順一委員（(一社)南丹市猟友会副代表理事）、山下幸裕委員（(一社)南丹市猟友会園部班長）、山口博之委員（(一社)南丹市猟友会日吉班長、京都府緑の指導員）、西井久和委員（京都府緑の指導員）、入江正信委員（京都府緑の指導員）、武田太委員（京都府緑の指導員）、由里保委員（上桂川漁業協同組合代表理事組合長）、瓜生康之委員（京都府南丹広域振興局農商工連携・推進課長）片山正人委員（南丹市農林商工部長）

<傍聴人数>

0名

<次第>

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 挨拶
4. 協議事項
南丹市鳥獣被害防止計画について
5. その他
6. 閉 会

< 1. 開会 >

司 会：お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、令和 7 年度第 2 回南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会を開催いたします。

委員の皆さんは大変お忙しい中、公私ご多忙のところ協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます協議会事務局、農林商工部農山村振興課の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日欠席の報告をいただいております方につきましては、日吉町森林組合塩貝代表理事組合長様、大堰川漁業協同組合下村様の 2 名ということで報告をさせていただきます。

はじめにお手元に配布をさせていただいております、協議会資料のご確認をお願いいたします。まず始めに運営協議会の次第、そしてもう 1 つが南丹市鳥獣被害防止計画案のこの 2 種類となっております。よろしいでしょうか。もし、不足等ございましたら、届けさせていただきます。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

< 2. 委嘱状の交付 >

司 会：それでは協議会条例第 3 条第 2 項に基づきまして、園部町森林組合代表理事組合長、八木町森林組合代表理事組合長並びに南丹市猟友会日吉班長様の交代によりまして、委員としてお世話になる方の委嘱状の交付をさせていただきます。お名前のほうご紹介をさせていただきます。園部町森林組合代表理事組合長、木村裕様。八木町森林組合代表理事組合長、松崎忠嗣様。一般社団法人南丹市猟友会日吉班長山口博之様。ありがとうございます。それでは西村市長がお席に参りますので、誠に恐縮でございますが、その場にてご起立いただきまして、委嘱状の受取のほうよろしくお願いをいたします。

【委嘱状交付】

司 会：西村市長ありがとうございました。なお、今回委嘱状を交付させていただきました委員様の任期につきましては、協議会条例第 4 条に基づきまして、令和 8 年 3 月 31 日までの期間、お世話になることとなります。お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

< 3. 挨拶 >

司 会：それでは開会にあたりまして、南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会、西村会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長：皆さん改めましておはようございます。もうこれ、何年もずーっと続けてやっていますが、大分シカは減ってきました、実際にね。猟友会そしてJ A、色んなところの皆さんのご協力で、そして、今防除の金網ということで色んなところでやっています。色々組んで色んな1年間のスケジュールでやっていますが、なかなか3月15日ということで、2月15日から3月15日まで狩猟の時期が延びました。その裏にははちゃんとした理由があると思いますけども、それはちょっと今日は置いておきます。

統計的に12月から2ヶ月間ありますけども、大体よく取れるのが3月から、大体4月までの有害駆除の間です。それはね1年間通じて京都府、全体的に見ると、やはり一番たくさん取れています。それはなぜかという、猟師である私らはよく分かってるんですけど、これから4月になると桜が3月の終わりに咲きます。そして4月になったら新芽が出ます。そうするとなかなかヌカとかはワナとか里山に近くなってちょっと、シカは子を持ちますんで腹も大きくなってきます。そうするとちょっとばらつくとなかなか取れません。でも3月から4月の間はね、どうしてもエサ不足です。一番、しっかりしたって痩せています。普通のシカでね45キロから50、60キロまでメスジカありますけども、この3月、4月の間はね10キロ以上痩せています。その間にやはりね、ワナにかかったり、皆さんがやっておられる柵ワナにかかったり、やっぱりえさによくかかります。でも4月になって6月子供を産み出すと、8月、なかなかかかりにくいんです。青草多いですからね。

やはりその審議会の1年間のスケジュールをもう少し細かく練っていききたいというのが私の考えですけどね。それによってやっぱり頭数が変わってきます。ただ単に有害で発行するだけではなくてね、安心安全なやり方もあります。もちろんですけどね。1年間のスケジュールをもう少し練って、やはり審議会がある中で、やっぱ練っていかなくてはなりません。そんなことで、今日の4月また来年度の審議がまたされますけども、その中でいろんな話はやっぱり、私もこの猟友会の方々も来ておられますけども、やっぱり駆除で、どういう具合でどういう場所が、森林組合だったら、私も三俣組合の組合長やってますけどもね。どんなところで、どんな被害が出てます、田畑はどんなんです、漁業はどんなんです、それに対して、猟友会がどんなことでもっとやればいいのか、どういうやり方をやればいいのかというのを、この審議で本当に話し合いをして欲しい、その場ですので、よろしく願いして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

司 会：西村会長様どうもありがとうございました。続きまして、本日大変お忙しい中

西村南丹市長にもご出席をいただいております。西村市長よりご挨拶いただきます。どうぞよろしく願いいたします。

市長：皆さんおはようございます。平日の午前中ということで大変お忙しい中、このようにお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今も会長からもございましたけども、私も一番、安心というか、この会議の重要性っていうのは、この山の実情とか、或いは野の実情、それから、畑田んぼの実情。それから川ですね、ウがおりますので、川の状況をそれぞれ一番よく存じていただいております皆さん方が、しかも具体的に情報も交換しながら、これからの取り組みどうしていくのかということで、協議をいただくということで、非常に大切な会議であろうというふうに思っておりますし、お世話になっておりますこと、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、いつまでこんなところにいるんやと、選挙がございましたので、4月の29日までが任期ということで、その間に、引き継ぎやら残務やらいろいろございますが、それが終わりますと、早々にタッチされますが、この8年間、色々お世話になりましたこと、感謝を申し上げたいというふうに思っておりますのでございます。

駆除の関係では本当に猟友会の皆さんと、契約を結ばせていただいて、かなり自立的、そしてもちろん行動的に動いていただいておりますし、また、市の方でも、直接、事業主体となって取り組む被害防除対策の取り組みもしておりますし、両面からということで、特にJAの皆さんにも、積極的な動きもお世話になっておりますことも、感謝を申し上げたいというふうに思います。

これからの駆除の対策の季節的というか、シカの動きとか、いろんなものの動きに合わせて、協議をいただくということになりますので、中身の濃い会議になろうというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。市の体制が変わっても、鳥獣被害対策っていうのはもう一番大事な課題でございますので、そういった意味では、これからも、ますます大切な取り組みになろうというふうに思いますし、聞いておりますと、イノシシの関係が、豚熱ですかね、それが完全に消えてないということで、今のところ被害は少し、数が増えていない、あんまり増えていないということでございますが、いずれにしても、気を抜くと、また爆発的に増えるということでございますし、どうぞこれからの皆さん方の活動に大いに期待を申し上げまして、私から簡単ではございますが、ご挨拶にさせていただきたいと思います。どうぞひとつよろしく願いいたします。ありがとうございます。

司 会：ありがとうございました。ここで西村市長におかれましては他の公務がございますので退席をさせていただきます。お許しをいただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

市 長：失礼します。よろしく願いいたします。

【市長退席】

司 会：それでは本日の出席状況のほう報告させていただきます。協議会委員 18 名のうち本日 16 名の委員の皆様にご出席をいただいております。協議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。本日半数以上のご出席をいただいておりますので、協議会の開催要件を満たしております。ご報告申し上げます。それでは協議に入らせていただきます。南丹市野生鳥獣被害運営対策協議会条例第 6 条第 1 項の規定に基づきまして会議は会長が議長を務めることとなっております。早速でございますが、西村会長よろしく願いをいたします。

< 4. 協議事項 南丹鳥獣被害防止計画（案）について >

議 長：ただいま司会より、本協議会条例第 6 条により、議長は会長が私が行います。ではこれより協議に入ります。南丹鳥獣被害防止計画案につきまして、事務局より説明をお願いします。

事 務 局：はい。それでは失礼をいたします。事務局、農山村振興課の上野と申します。どうぞよろしく願いをいたします。着座のまま失礼をいたします。

当市では、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 ヶ年計画として、南丹市鳥獣被害防止計画の策定をしておりますが、本年 3 月をもって失効することから、令和 8 年度から 3 ヶ年の新たな計画案を作成をいたしましたので、ご審議を賜りたく、ご説明を申し上げます。

計画案の 1 ページから 4 ページにかけてご覧ください。本計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき定めるものでございます。法律の内容につきましてはこれまでと変わりはありませんが、内容につきまして、当初は、これまで鳥獣の種類ごとの被害額及び面積を記載せず、合算しての記載をしておりましたが、関係機関の指導を仰ぎまして、今回の計画から鳥獣ごとに記載をするようにした点が、これまでと大きく異なります。4 ページの中段から 9 ページにかけては、被害防止対策や取り組みの方針、捕獲体制等について記載しております。基本的には、デ

ータや文言を変更した以外は、これまでと同様となっておりますが、6 ページの 3 の (1) 対象鳥獣の捕獲体制欄というところの下から 2 つ目の点のところにあります、昨年度より法制化されました緊急銃猟について記載してございます。当市では、今後ツキノワグマの出没時における緊急銃猟に関するマニュアル等整備する予定でございますが、基本的には実施隊による警戒、それを行った上での延長で行いたいということで考えてございます。

続きまして、10 ページの 6 (2) になります。これもクマ関係ですが、クマ出没時を想定した、緊急連絡体制を整備をいたしました。それぞれの機関が密に連携を取り、市民の安全確保を図るものでございます。その他、被害面積、被害額は、令和 6 年度のデータをもとに、鳥獣ごとの被害の軽減目標等設定してございます。

11 ページ以降につきましては、これまでどおりですが、最後のページ 13 ページには、昨年度、第 2 回協議会でご審議をいただきました、小動物対策について記載をしております。以上端折りましたが、本計画案につきまして、ご協議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長：ただいま事務局より説明ありました、南丹市鳥獣被害防止計画案につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。どうですか。

【質疑なし】

では、ご意見がないということで、南丹鳥獣被害防止計画案につきまして、原案どおり承認いただける方は恐れ入りますが、挙手をお願いします。

【挙手全員】

ありがとうございました。よって南丹市鳥獣被害防止計画案につきましては、原案通り承認されましたので、両括弧案を抹消していただくようお願いいたします。

では簡単ですけども、以上をもちまして本日予定しておりました協議は全て終了いたしました。皆さん方のご協力に対し厚くお礼申し上げます。議長の任も終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：西村会長様、大変どうもありがとうございました。本日予定しておりました協議事項については以上でございます。次第の 5 番のその他というところで、全体を通して何かご意見の方をございましたら頂戴したいと思いま

すがいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

委員：本日私緑の指導員として出席をさせていただいてるんですけども、南丹市猟友会の会員として、1点ちょっと南丹市のほうにお願いをしておきたいと思えます。これから、4月、5月農繁期に入りますと、各地区、田んぼや畑被害がออกมาして、被害届が南丹市のほうに、各区、または農事組合という組織から提出をされます。それを南丹市さんが受けて、猟友会のほうに、何とか駆除に当たってくれということで毎年、駆除に当たっているわけですけども、ついこないだ、●●町の●●でちょっと駆除に当たってましたら、一軒の方はもうシカがようけですさかいに何とか駆除を、1頭でも減らしてくれって言ってくださったんですけども、もう1軒の方ね、うちの家の近くで鉄砲鳴らしたらもう警察すぐ通報するぞというふうに言われました。そういうこと言われると、私たちも通報されると鉄砲も許可も狩猟免許も、正直そういう許可書もすべて消えてしまいます。だからもしね、これから色々区なりそういう組織から要望書出ると思いますが、もし要望書出されて、本当に駆除をして欲しかったらね、各区、組のみんなに、やっぱり檻に入っても鉄砲を打たないといけないときもありますし、鉄砲の音ぐらいは、するんで、その辺はやっぱり理解を一人一人求めてもらってからね、猟友会のほうに駆除に当たってくれと、いうようなことでおろしてもらいをお願いしたいです。以上です。

事務局：事務局の農山村振興課長の奥村です。個々の事例で色々市民の方でも、いろんな思想の方をお持ちなのは、ちょっと致し方ないところではあるんですけども、なるべく駆除要望書は、区長さん若しくは農家組合長さん、農事組合長さんからいただく形式になっておりますので、その際に今あったように全体的な合意形成の説明をされてから、お願いしますねっていう指導も今後していきたいと思えます。ありがとうございます。以上です。

委員：失礼いたします。日頃は大変お世話になりましてありがとうございます。令和7年度におきましても、西村会長さんはじめまして、許可捕獲につきましては、猟友会の皆さん、また関係者の皆さんには、多大なご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局：はい。他にございますでしょうか。

委員：1ページの対象鳥獣ですね。ニホンジカとかイノシシとかサルとか、色々後の

ほうにカワウ、括弧してアオサギ、ダイサギ、チュウサギを含むって書いてあるんやけど。去年1ヶ月ぐらいかな。うちも実際魚を池で飼うとって結構それ、アオサギですねそれは。家来るのは。あれはもう鳥目言うて、鳥目やないような中でも、来とるような状態で、小さいこんなすぐ持っていかれるようなものは全部すぐ持っていかれるんやけど、なかなか自分が猟をやとってそれは、有害駆除の対象でもない、狩猟鳥獣でもない、これはもうそこにおるもんを見てもみすみす食われて、うちも小さい孫もおんのやけど、やっぱり、おじいちゃんの魚がおらへんなつとるとか、何や、バケツ入れとったカニがおらへんとか、やっぱりそういうことを聞いて、それでもやっぱり手が届くところにおいて、対策ができないっていうのが、ずーっと何年も続いておったわけです。それで去年は、どういうあれなんかちょっと自分らの要望も通ったのかもわかりませんが、それは昔は京都府の許可対象ですね、市じゃない。でちょっと特殊なあれやったんかもわからんやけど、やっぱりこれ括弧書きっていうのは、京都府の方に対して質問なんですけど、これは特別なんかがあったらおきるっていうことですか。1ページの。市のほうにもできたら、やっぱり害があるさかい早いことしたいんやけど、何か話がどこで止まるのか、やっぱり、それが実施できんかったら全然意味のないことになるさかいに。そういうことをちょっと、もうちょっとこう煮詰めといてもらいたい。

事務局：すみません。ちょっと、南丹市のほうからこの計画の件ですのでお答えしてもよろしいでしょうか。

すみません、失礼しました。ちょっと南丹市のほうからまずお答えをさせていただきたいと思います。カワウにつきましては漁業被害ということで、研究は色々ありまして、被害額とか、どのような状況かというのは把握できておるんですけれども、サギというのは大変把握をしにくくて、カワウと一緒にいるというようなこともありますし、それを捕まえる狩猟鳥獣ではありませんので、駆除でしかできない、そして大きなものについては京都府の許可になって参りますとなかなか実態が掴めないというところで。ただしですね、漁協、また個人の方、今仰っしゃったような池の魚が食われてるというような被害をですね、相当に聞いておりまして、こういった被害計画ではなかなか額としては、数としては入れにくいけれども相当数あるなど。浅いところと深いところ、カワウとサギ類で相当やられているという認識を持ってございまして、また一部漁協の方からもですね、駆除要望がありまして、どういった時期に効果的なのかということも今詰めてございまして、大体この辺の時期だと、いうようなところで来年度で駆除の要望を京都府に出していこうと思っております。そういったことの中で、数字として出しますと、効果というのは後で聞かれま

すので、なかなかちょっと解剖してどんなけ魚が入ってとか被害とかそんな研究できませんので、こういう形でちょっとカワウと一緒にいるところなんかですね、この計画の京都府との協議の中で、京都府の許可の部分も多くありますけれども、含ませていただくことによって、一体的な対策を同じ時期にですね、カワウとともに分けてはできませんので、そこで、ちょっとこういうものを新たに入れてまして、対策を講じたいなど。駆除をいただく駆除班の方も、カワウは撃っていいけどサギはだめだとかってなりますと、一緒の所におりますので、大変ややこしいことになって参りますので、それを防止するためにですね、こういった計画に入れて参ったというところで今後また駆除班の皆様と、時期とかですね、その方法について協議したいと思っておりますので、まずはこれは南丹市から京都府に協議をかけて、許可を求めていく前提でですね、時期も今水面下で図っておりますので、そのようなことで、ご理解いただきましたらありがたいですが、よろしいでしょうか。

委員：今ダイサギ、カワウありましたね。川で撃とうたってなかなか撃てませんよ。河川敷でね。皆さんも色々分かったはると思いますけど。ただ許可をして欲しいのはね、カワウにしたってね、ダイサギにしたってコロニーがありますわね。コロニーの卵は、前も言いましたけど、福知山の今あれもやっていますけどね。南丹市八木にもコロニーにありますわ。今ね巣を作っていますけどね。大体ね、卵を産みます。卵産んでね、それから抱卵しだして、3日目から4日目抱卵します。1個産みます、2個産みます。2個産んでから3日か4日してから、卵を温めます。温めてから約1週間経つとね、卵を割ってみたら毛細血管がずーっと出てます。でもその卵を親鳥が2時間以上温めなんたら、絶対卵はもうその場で死んでしまって孵りません。だから、私は福知山でやっと思ったのはドローンで追い払いをしてました。そのドローンで追い払いをすることによって、卵はその時期を観察しとってその時期にね、一斉に温め出します。ただ一番いいのは何でや言うたらね、それをその時期にドローンで追い出します、追い出して親がいません。親は、2時間3時間の間にドローンをずっと飛ばしますんで、その間に卵は死にます。ほんで夕方なったらね、もうドローンを飛ばしません。でもね、卵を温めに帰ってきます。チャボと一緒にです。でも孵りません。だから、6月の終わりまでずっと抱いています。でもその年はもう孵らないから、もう放棄してもう雛は育ちません。だから今滋賀県の業者がね、高い木にクレーンも使わんと上って、卵を冷やして。やり方一緒なんすよ、僕と。卵冷やしてほんで抱卵さしといて卵は孵らないようにしてます。だからそんな京都府さんがやっってはるんやけど、京都府のまた部長に言いますけども、そんな金出してもらはんやったら、ドローンでやったほうが安くつくし、安心

安全やし。もうそのやり方は、私は鳥のことならある程度何十年ってやってきましたから、ある程度分かるんです。だから南丹市さんから、そういう追い払ってというのをまたしたってくださいな。クマにしたってそうですよ。だからそれやっぱり、南丹もドローン買ってるんやから、それで追い払いしてもらったら結構だと思います。ちょっと話は長くなりましたけど、そんな感じでやってもらったら、ある程度その年が10羽20羽とおっても、その次の年はその抱卵で卵が孵らなんだから増えません。昔はダイサギで皆さん、猟友会の皆さん、10年前いましたか、夏に。いなかったでしょ。大体ね、カルガモだってダイサギにしたって越冬型になってきました。もともと渡り鳥なんです。大体九州とかああいう四国とか、温かい方に渡って行って、カモはシベリア帰りますわね。1回韓国に帰ってくるんですよ。韓国に行ってこう回ってるんですよ。皆さん日本海まともに渡っていると思ったはるけど。そんな遠いところ渡らないと、やっぱり渡り鳥の経路があります。でもダイサギはどうしてなんで今越冬して1年間ずっとおるといふのも、今研究してはりますわ。でもそれはダイサギがダイサギでまた良いところもあるんです。ちょっと話長くなるんですけど、ただ1点だけ。今、田畑の田んぼに水田してやったときに、何とかタニシというのが出てきますやろ。あのタニシを食べてくれます。そこら辺りの調和は難しいですよ。魚はとるけども、田んぼのタニシは取るということで、こんな大きいタニシできてますやろ。だからそこら辺りもまたこれから色々考えて、4月の鳥獣対策の時に、また色々話をしてもらって、市の方もそれは色々考えてもらいたいと思いますんで、ちょっと話が長くなりましたけど。いろんな分野でね、いろんな人の話を聞いてもらって、進めて欲しいと思います。よろしく。

事務局：ありがとうございます。コロニーのドローンでの駆除また相談させていただきます。ありがとうございます。あと先ほど、委員さんからありました駆除の許可の関係ですけれども、南丹市で許可が出せるのは、コサギとゴイサギでありまして、おっしゃってたチュウサギ以上のサギにつきましては保護鳥獣でございます。おっしゃってました保護鳥獣の考え方について、京都府さんからちょっと説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

京都府：保護鳥獣ですか。ちょっと難しい。また調べて報告させてください。

委員：あれ渡り鳥やからそんなんってきた訳やで。日本だけではちゃう訳。日本のカモをなんで撃っていいにしているか。あれは外国から日本に冬の間で越冬しにくる。その分カモは全体100羽おったら、10羽が税金払ってるのと一緒に。

10羽殺されて食われるの。でもあいつらはちがう。これは明治から大正、昭和の始めに戦争に負けてから、ダイサギはそれまではダイサギにしろツグミにしろ何しろ皆獲ってもよかった。だから戦争負けて、昭和10何年、調べてみ。そのとき変わっている。

事務局：すみませんあと補足ですけれども、ダイサギ、アオサギにつきましても、被害をうちで確認しまして、現場で調査しまして、京都府に駆除申請をしまして許可が出ますので、またその流れで、対策をしていきたいと思います。以上です。

委員：よろしくお願ひします。結構あれ、夜中は毎晩来とるんやね、来だしたところでは。多分その池は、小さいのはもう全滅。それが、僕、漁協さんもようよう知ってはると思うんやけど。やっぱ味をしめたら毎晩来る。昼間やったら追っ払うじゃないけど、夜中に来られたら、もうどうしようもない。

委員：芦生でも被害があった。

事務局：あと蛇足ですけど、うちの実家のほうでも同じく、小さい池がありまして魚をサギに食われて全滅になりました。ネットもしたんですけどもそれでも、食べてしまわれました。

委員：やっぱりそういう、こういう被害額が何ぼって出とんのはええねんけど、実際とかいう話はこういうところ出てこないの、やっぱりそういう見えないところもうちょっと汲み上げてもらって、また、個人的な意見やさかいにっていうのではなくて、結構そういうたらみんな話があると。いろんなケースで進めて。京都府さんも是非とも協力をもらって。そうでないと、自分らでそれは独自にできないの。その辺よろしくお願ひします。

事務局：はい。そういう細かな被害につきましてもまた汲み上げてまた現地調査して、計画に反映していきたいと思います。以上です

委員：あれやね、この4月6日の日にある程度ちょっと練つとかなあかんし。それが本腰やさかい。

事務局：はい。ありがとうございます。他にございますでしょうか。それでは先ほど承認いただきました、被害防止計画につきまして、また農林家さんの皆様の生産意向の向上、また経営の安定化を図るための、施策の展開を

図っていきたいと考えております。委員の皆様には今後ともお力添え、ご尽力を賜りますがどうぞよろしく願いいたします。

それでは閉会にあたりまして、小中副会長より、閉会のご挨拶を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

副会長：それでは閉会にあたりまして一言お礼を申し上げます。鳥獣被害計画（案）が、案が消えましたので、向こう3年間の計画ができたということでありがとうございます。今、それぞれありましたように、そういった意見をしっかりと汲み取りながらですけれども、いずれにいたしましても猟友会の皆様に変なご負担をおかけすると思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお法律が変わってね、緊急銃猟の関係、クマの関係もありますし、本当にほぼ猟友会の皆さんばかりお世話になってることでございますので、そういった点を、もう委員の皆様ご理解いただいておりますので、どうかよろしく願い申し上げまして本日閉会といたしたく思います。どうもありがとうございました。

事務局：小中副会長さん、どうもありがとうございました。

最後に事務局よりお知らせでございます。令和8年度南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会の開催につきまして、4月の6日の月曜日、午後1時半から、南丹市役所2号3階301会議室、この会場にて開催のほう予定をさせていただいております。後日、改めましてまた開催案内文のほう、通知をさせていただきますので、ご出席をいただきますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

これをもちまして令和7年度第2回南丹市野性鳥獣被害対策運営協議会を終了させていただきます。慎重審議、大変どうもありがとうございました。お帰りの際は十分お気をつけてお帰りいただきますよう、よろしくお願いをいたします。はい。本日は大変どうもありがとうございました。お世話になりました。